

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

(仮訳)

2022年3月17日付 新型コロナウイルス流行期のラオスへの出入国申請手順に関する
外務省・新型コロナウイルス対策特別委員会ガイドライン (No. 2143/MOFA, TFC)

I. 入国許可申請

1. ラオス入国前

全ての者は、出発前 72 時間以内の RT-PCR 検査の陰性証明およびワクチン完了証明を有すること。

1.1 外交官、大使館・領事館職員、国連機関の職員、特権を得ている国際機関およびその家族は、文書にて外務省担当局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法）。

1.2 外国人専門家、技術者、ボランティア、留学生（二カ国間協力事業）などの招聘が必要な省庁は、文書にて外務省担当局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法）。

1.3 非政府系の国際機関で入国が必要な場合は、「[Lao Green Pass](#)」に登録し、QR コードを取得。その後、文書にて外務省担当局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法）。

1.4 ラオスで合法的にビジネスを行う個人・法人で、投資調査や契約締結、覚書 (MOU) 締結のために投資家やビジネスパーソンの入国が必要な場合は、文書にて、外務省領事局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法）。ラオスへと出発する前に、「[Lao Green Pass](#)」に登録し、QR コードを取得することで入国可能。もしくは、事前に入国許可を得た国境に到着後、「[Lao Green Pass](#)」に登録し、QR コードを取得することも可能。

A：投資家・ビジネスパーソンは以下の書類を提出：

計画投資省投資奨励局もしくは都・県計画投資局から、公安省出入国検査警察局を経由して取得した、外務省領事局宛でのビザ申請書（名前、渡航日、入国国境、入国方法／フライト便名、出発国、経由国およびラオス入国の理由、電話番号を記載）。

B：ビジネスパーソン、技術者、労働者は以下の書類を提出：

ラオス側の受け入れ企業、もしくは事業主で、技術者や労働者の入国が必要な場合は、関係機関での必要手続きを経た後、文書にて外務省領事局へと申請。必要な書類は以下の通り。

- 受け入れ企業もしくは事業主からの申請書（名前、渡航日、入国国境、入国方法／フライト便名、出発国、経由国およびラオス入国の理由、電話番号を記載）
- 国内外国投資許可証
- 企業登録証
- 年次納税証明書
- 労働社会福祉省からの外国人労働者使用枠許可証
- 都・県労働社会福祉局からの外国人労働者の招待許可証
- 中央・地方特別委員会が定めるホテル予約証

1.5 在外のラオス系外国人が入国を希望する場合、居住国のラオス大使館・総領事館へと申請。また、「[Lao Green Pass](#)」に登録し、QRコードを取得。その後、外務省領事局へとQRコードとともに申請。

1.6 ラオス観光（ラオス・トラベル・グリーンゾーン制度下）においては、2022年3月1日付首相府告示（No. 258/PMO）4.6項および情報文化観光省の措置に従い申請。

2. ラオス国籍者、外国人永住者、およびラオス国籍者の外国人家族は、「[Lao Green Pass](#)」に登録し、QRコード（ワクチンID）を取得し、以下を実施。

- ラオス国籍者、外国人永住者でラオスへ帰国する必要がある場合は、居住する国の大使館もしくは領事館および外務省領事局へと申請は不要
- ラオス国籍者の外国人家族で家族ビザ（SP-B3）の保有者は、大使館もしくは領事館および外務省領事局への申請は不要。ビザがない場合は、居住する国のラオス大使館もしくは領事館へと事前にビザを申請。

3. 外国人および国籍がない者で、有効なマルチプル・ビザと滞在許可証を有する者は以下を実施。

- 外交官、大使館職員、国連機関職員、特権のある国際機関職員およびその家族は、外務省領事局への申請は不要で入国が可能。
- 専門家、投資家、ビジネスパーソン、技術者、労働者および留学生は、「[Lao Green Pass](#)」に登録、QRコードを取得すれば外務省領事局への申請を経ずに入国が可能。

2. ラオス入国後

RT-PCR 検査を受け、結果が出るまでの最大 48 時間を 2022 年 3 月 1 日付首相府告示（No. 258/PMO）第 4 項が定める場所にて待機。

携帯電話に専用アプリ「Lao KYC」をインストールし、移動、訪問等を追跡（外交官、大使館職員、国連機関職員、特権を得た国際機関およびその家族は除く）。

II. ラオス出国許可申請

ラオス人、外国人で出国が必要な場合は、新型コロナウイルス特別委員会への申請は不要。出発する国境の出入国検査警察官へと出国申告。目的地の国が定める条件や措置に従い書類を準備。

III. 補足

1. 外務省領事局への申請書類は、ラオス入国の 5 日以上前とする。
2. 個人法人ともに出入国は、新型コロナウイルス特別委員会の定めるガイドラインを遵守。
3. 本ガイドラインは、2021 年 12 月 31 日付 No. 4881/MOFA. TFC を置換する
4. 「[Lao Green Pass](#)」についての質問は+856-20-55756970、+856-30-5525521 もしくは Facebook. com/laokyc へと問い合わせること。

(注) この日本語訳は、ラオス政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロ・ビエンチャン事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

2022 年 3 月

以上。